

平成 27 年 5 月 15 日

## 「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等の制定等 に関する意見募集について

### I 制定等の目的

平成 26 年 9 月に「投資信託及び投資法人の法律に関する施行令」第 3 条の特定資産として、新たに「再生可能エネルギー発電設備」及び「公共施設等運営権」が追加され、また、「投資法人の計算に関する規則」等の内閣府令の一部改正が行われ開示等に関する整備が行われ、更に、「再生可能エネルギー発電設備」に関し、一定の要件の範囲の運用について投資法人に係る損金算入が認められる等の租税特別措置法施行令の一部改正が行われる等、関係法令の整備が実施された。

更に、株式会社東京証券取引所においては、これら関係法令が整備されたことなどを踏まえ、「インフラファンド市場の開設に伴う上場制度等の整備について」として上場制度等の整備についてのパブリック・コメントを実施し、平成 27 年 4 月 28 日付で「インフラファンド市場の開設に伴う有価証券上場規程等の一部改正」を公表し、同月 30 日付にて一部改正が施行された。

本会では、これら一連のインフラファンドに係る制度整備等を踏まえ、インフラファンドに係る制度を円滑に実施し、もって投資者の保護に資するため、本会の規則として新たに「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等の規則等を制定するとともに、これら規則制定等に伴う既存規則等の一部改正を行うこととする。

### II 募集期間

平成 27 年 5 月 15 日(金)より平成 27 年 6 月 15 日(月) (午後 5 時)まで

### III 投資信託協会規則の考え方及び構成等について

1. 「再生可能エネルギー発電設備」及び「公共施設等運営権」に係る資産の流動性等を考慮し、既存の「不動産投資信託及び不動産投資法人の規則」等をベースとしつつ、税制上の取扱いが異なることから、「証券投資信託」、「不動産投資法人」とは別に、「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等を新設することとする。

(「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」、「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則に関する細則」、「インフラ投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」(以下、「インフラ投信等の運用報告書等に関する委員会決議」という。))の 3 つの規則等を制定予定。)

2. 「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等を新設することによるその他既存規則等の整備をすることとする。

(「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」(以下、「投資信託等

の運用報告書等規則」という。),「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」,「投資信託等の運用に関する規則」,「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」,「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則(以下、「不動産投信等規則」という。)」,「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」(以下、「不動産投信等の運用報告書等委員会決議」という。),「正会員の業務運営等に関する規則」,「正会員の業務運営等に関する規則に関する細則」,「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」の9つの規則等の一部改正を予定。)

#### IV 主な制定及び改正の内容

1. 「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」(主に、不動産投信等規則との相違点を中心に記載。)
  - (1) 「定義」については、第3条において、「再生可能エネルギー発電設備」及び「公共施設等運営権」を夫々、投信法政令に規定されているものであると位置づけ、インフラ投資信託の投資信託財産及びインフラ投資法人の財産の2分の1が、インフラ資産等及びインフラ関連資産にて運用することを目的とすることと規定することとする。(第3条)
  - (2) 「定義」中の第3項「ただし書き」では、投資法人における「再生可能エネルギー発電設備」を直接組入れる場合の税法上の導管性要件を規定することとした。ただし、税法上期間に係る要件があることを踏まえ、附則において本規則を3年内に見直す方向とすることとする。(第3条、附則)
  - (3) 「定義」中の第3項「また書き」では、「公共施設等運営権」のみを直接投資し、資産の2分の1を超えてしまうと、投信法上の特定資産であっても、税法上の導管性要件を満たさなくなってしまうため、導管性要件を満たすためには、「公共施設等運営権」のみで2分の1を超えないことと規定することとする。(第3条)
  - (4) 「定義」中の第3項「なお書き」では、「自主規制委員会が指定する資産」について規定することとし、原則として、取引所の「その他当取引所が指定する資産」に平仄を合わせることにするが、取引所が公表している資産には、一部投信法上の特定資産が含まれる可能性があることから、投信法上の特定資産を除外した上で、投信法上の特定資産には該当しない資産については、これらの資産のみで資産の2分の1を超えない旨を規定することとする。(第3条)
  - (5) 第5条の評価では、「(2)公認会計士による評価額」を追加することとし、不動産鑑定士による評価では評価が難しいインフラ資産に対応できるよう規定することとする。(第5条)
  - (6) 第6条のインフラ関連資産等の評価に関して、不動産投信等規則においては、

匿名組合の評価は、「匿名組合の営業者」から取得する規定となっているが、ここに「匿名組合の営業者、公認会計士又は不動産鑑定士」と読み替え規定を置き、インフラ資産の特性に応じて、匿名組合そのものを公認会計士が評価した上で、当該評価額が採用できるようにすることとする。

(第6条)

- (7) 第28条及び第43条では、「ただし書き」を挿入し、「再生可能エネルギー発電設備」の特殊性を踏まえ、当該資産を組入れた「匿名組合」から收受する配当金に減価償却額に相当する金額が含まれる場合には、100分の60に相当する金額に加えて、当該配当金額を限度とした払戻しができるように規定することとする。

(第28条及び第43条)

## 2. 「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則に関する細則」

- ・ 原則、不動産投信等規則に準じた規定としているが、負ののれんにかかる計算方法は、税務上不動産等が70%を超えている投資法人にしか適用されないため、規定から除外することとする。

## 3. 「インフラ投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」(主に、不動産投信等の運用報告書等委員会決議との相違点を中心に記載。)

- (1) 別表6(12)投資信託財産の構成では、「再生可能エネルギー発電設備」、「公共施設等運営権」の項目を規定した上で、「インフラ信託受益権」、「匿名組合出資持分」の項目においては、実質インフラ資産保有額を内書として記載を求めることとする。(別表6の(12)、別表7の(12)も同様。)
- (2) 別表6(13)主要な保有資産では、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の有価証券届出書のその他投資資産の主要なものとして記載が求められている事項について、「インフラ資産等の資産の概況」、「インフラ資産等の資産の価値の評価に関する事項」、「インフラ資産等の資産から生ずる収益に関する事項」、「インフラ資産等の資産の投資判断に重要な影響を及ぼす事項」として記載を求めることとする。(別表6(13)、別表7の(13)も同様。)
- (3) 別表6(14)組入資産明細では、①再生可能エネルギー発電設備等明細表、②公共施設等運営権等明細表を夫々規定することとし、投資信託財産の計算に関する規則(以下、「投資信託財産計算規則」という。)及び投資法人の計算に関する規則(以下、「投資法人計算規則」という。)において記載が求められている事項については、投資信託等の運用報告書等規則第29条(14)組入資産明細の本文中に全て文章として取り込むことにより、法令との間の齟齬が生じないように規定することとする。(別表6(14)、別表7の(14)も同様。(投資信託等の

運用報告書等規則第 34 条 (14) も同様。))

- (4) 別表 6 (14) 組入資産明細の③不動産等組入資産明細に、5.として、①及び②で表示した土地等については、この③において表示しない旨の注意書きを挿入することとする。(別表 6 (14) の③、別表 7 (14) の③も同様。)
- (5) 別表 6 (17) 資本的支出、(18) 期中の資本的支出については、インフラ資産等と不動産等を夫々並びで記載を求めることとする。(別表 6 (17), (18)、別表 7 の(17), (18)も同様。)
- (6) 別表 6 (22) インフラ資産等及びインフラ関連資産、不動産等及び資産対応証券等の売買状況等として、インフラ資産等と不動産等を夫々並びで記載を求めるとし、不動産売買媒介手数料と同様にインフラ資産の取得に際して発生する売買手数料の金額は、この表中には含まないようにすることとする。(別表 6 (22)、別表 7 の(24)も同様。)
- (7) 別表 6 (25) の②支払手数料等の金額の表中、インフラ資産等を取得する際に発生した売買手数料欄を表中に設けて、記載を求めることとする。(別表 6 (25) の②、別表 7 の(27) の②も同様。)
- (8) 別表 6 (28) 減価償却額の算定方法の変更、(29) インフラ資産等及び不動産等の評価方法の変更として、インフラ資産等と不動産等を夫々並びで記載を求めるとする。(別表 6 (28), (29)、別表 7 の(30), (31)も同様。)
- (9) 別表 7 (29) の(2) 損益計算書において、投資信託財産計算規則及び投資法人計算規則において規定されている項目を追加することとする。(営業収益中の「再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入」～「公共施設等の運営事業収入」までの項目、営業費用中の「再生可能エネルギー発電設備の売却損」～「公共施設等の運営事業費用」までの項目を夫々追加。)(別表 7 (29) の(2))

#### 4. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」

- (1) 第 3 条(22) 証券投資信託が、「不動産等」や「インフラ資産等」を組入れた場合の開示について、投資信託財産計算規則や本会の夫々の開示規則が適用される旨の規定を新設することとする。(第 3 条(22))
- (2) 第 3 条の 3 (6) では、第 3 条に(22)を新設することにより、証券投資信託が、「不動産等」や「インフラ資産等」を組入れた場合の開示については、交付運用報告書において引用する条文も同様にする必要があることから、第 5 号～第 17 号までを引用するように改正することとする。(第 3 条の 3 (6))
- (3) 第 22 条(14) 組入資産明細では、不動産投資信託が、「再生可能エネルギー発電設備」及び「公共施設等運営権」を組入れた場合の明細表の記載をインフラ投資信託と同様の規定として挿入することとする。(第 22 条(14)、第 26 条の(14)も同様。)

- (4) 第 22 条の(15), (22), (29)では、不動産等の並びとしてインフラ資産等を夫々規定することとする。

(第 22 条の(15), (22), (29)、第 26 条の(15), (24), (31)も同様。)

- (5) 第 24 条では、不動産投信等の運用報告書等委員会決議の第 14 号の②再生可能エネルギー発電設備等明細表及び③公共施設等運営権等明細表のみでは、投資信託財産計算規則で求められている記載項目を満たすことができないことから、当該表のみの表示によることができる条文から除外することとする。

(第 24 条、第 27 条も同様。)

- (6) 第 28 条～第 35 条まで、インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する運用報告書及び資産運用報告に関する規則を規定しているが、これらの内容については、インフラ投信等の運用報告書等に関する委員会決議及び前述に記載した内容の考え方に準じた内容となるように規定することとする。

(第 28 条～第 35 条)

- (7) 第 36 条では、不動産投資法人及びインフラ投資法人以外の投資法人の開示を新たに追加し、投資法人計算規則の規定を原則とする他、不動産等やインフラ資産等を組み入れた際の開示は、夫々の該当条文の規定を参考として開示する旨を規定することとする。

(第 36 条)

- (8) その他所要の整備をすることとする。 (第 3 条(19)、第 20 条、第 22 条(8))

5. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」

- ・ 第 15 条及び第 16 条の規定を新設することとし、不動産投資信託及び不動産投資法人で規定の並びとして、インフラ投資信託及びインフラ投資法人について夫々規定することとする。

(第 15 条、第 16 条)

6. 「投資信託等の運用に関する規則」

- (1) 第 27 条では、有価証券及び不動産以外の資産を主たる投資対象とする投資信託を規定しているが、ここにインフラ資産も除外資産として挿入する規定をすることとする。更に、証券投資信託、不動産投資信託及びインフラ投資信託を組成するための構成資産以外の資産の集合体についても、特定資産の組み合わせによって、条文上読めるように規定することとする。

(第 27 条)

- (2) 第 29 条では、第 27 条の主たる投資対象以外において、証券投資信託の規定を準用しない運用の指図については、不動産投信等規則及びインフラ投信等規則に規定するものによることとする。

(第 29 条)

- (3) 第 30 条の投資法人や私募の規定について、第 27 条及び第 29 条の規定を準用するよう規定することとする。

(第 30 条)

7. 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」

- (1) 第 51 条の基準価額の算定の原則において、投信法令及び投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に規定のない事項については、不動産投信等規則及びインフラ投信等規則に係る規定を準用することとし、それらにも規定のないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計基準によるものとの規定を挿入することとする。 (第 51 条)
- (2) 第 51 条第 3 項の投資法人においても第 1 項と同様の整備をすることとする。 (第 51 条)

8. 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」

- (1) 第 8 条の「その他の資産の評価」中に、インフラ資産等を不動産投資信託及び不動産投資法人が組入れた場合には、インフラ投信等規則の評価に基づく旨の読み替え規定を挿入することとする。 (第 8 条)
- (2) 第 16 条の「その他資産の運用方法」中に、不動産等以外の資産の運用方法等については、投資信託等の運用に関する規則に加えて、インフラ投信等規則に定めるものによることの規定を挿入することとする。 (第 16 条)
- (3) 第 24 条第 3 項の読み替え規定の整備をすることとする。 (第 24 条)

9. 「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」

- (1) 別表 4 (12) 投資信託財産の構成では、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を直接組入れた場合の項目を追加することとする。  
(別表 4 (12)、別表 5 の (12) も同様。)
- (2) 別表 4 (14) 組入資産明細の②再生可能エネルギー発電設備等明細表、③公共施設等運営権等明細表を夫々規定することとし、投資信託財産計算規則及び投資法人計算規則において記載が求められている事項については、投資信託等の運用報告書等規則第 22 条(14)組入資産明細の本文中に全て文章として取り込むことにより、法令との間の齟齬が生じないように規定することとする。(別表 4 (14)、別表 5 の (14) も同様。(投資信託等の運用報告書等規則第 26 条(14)も同様。))
- (3) 別表 4 (17) 資本的支出、(18) 期中の資本的支出については、不動産等とインフラ資産等を夫々並びで記載を求めることとする。  
(別表 4 (17)、(18)、別表 5 の (17)、(18) も同様。)
- (4) 別表 4 (22) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況等として、不動産等とインフラ資産等を夫々並びで記載を求めることとし、不動産売買媒介手数料と同様にインフラ資産の取得に際して発生する売買手数料の金額は、この表中には含まないようにすることとする。

(別表 4 (22)、別表 5 の (24) も同様。)

(5) 別表 4 (25) の②支払手数料等の金額の表中、インフラ資産等を取得する際に発生した売買手数料欄を表中に設けて、記載を求めることとする。

(別表 4 (25) の②、別表 5 の (27) の②も同様。)

(6) 別表 4 (28) 減価償却額の算定方法の変更、(29) 不動産等及びインフラ資産等の評価方法の変更として、不動産等とインフラ資産等を夫々並びで記載を求めることとする。

(別表 4 (28), (29)、別表 5 の (30), (31) も同様。)

(7) 別表 5 (29) の (2) 損益計算書において、投資信託財産計算規則及び投資法人計算規則において規定されている項目を追加することとした。(営業収益中の「再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入」～「公共施設等の運営事業収入」までの項目、営業費用中の「再生可能エネルギー発電設備の売却損」～「公共施設等の運営事業費用」までの項目を夫々追加。)

(別表 5 (29) の (2))

1 0. 「正会員の業務運営等に関する規則」, 「正会員の業務運営等に関する規則に関する細則」

- ・ 正会員の業務運営等に関する規則第 6 条～第 6 条の 6 及び同細則第 3 条において、その資産の性質上、インフラ投信等については、不動産投信等と並びに整理することとし、自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の取得・処分について、不動産投信等と並びの規定内容を追加することとする。

(規則第 6 条～第 6 条の 6、同細則第 3 条)

1 1. 「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」

- ・ 条ずれによる整備を行うこととする。

(「4.」)

1 2. その他、必要な字句修正等の整備を行う。

## V 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、平成 27 年 7 月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則の制定及び一部改正を行うことを目標とする。

(注)…平成 27 年 4 月 1 日より施行された税法等の改正及び投資法人計算規則の改正により、「投資法人における税会不一致」を解消するための措置が法令上手当てされたことを受け、現在、これら法令等の改正に関連した本会「不動産投信等規則」等の改正について、別途検討中であり、「インフラ投信等規則」を制定する際には、これら新たな「不動産投信等規則」等の改正条文を「インフラ投信等規則」等にも取り込む形で規則等を制定する予定。